








# 大野原演習場給水ポンプ等取替

件名	大野原演習場給水ポンプ等取替					
図面名称	表紙					
図面番号	1 / 2			作成年月日	6 . 5 . 8	
業務隊長	管理科長	営繕班長	演習場管理班長	科付専門官	工事企画	作成者
						防衛技官 稲葉 峻輔 
大村駐屯地業務隊 管理科営繕班						

# 仕 様 書

- 1 件 名 大野原演習場給水ポンプ等取替  
 2 場 所 長崎県東彼杵郡東彼杵町無番地 陸上自衛隊 大野原演習場  
 3 概 要 大野原演習場ポンプ室内の給水ポンプ等の取替  
 (加圧給水ポンプユニット取替・配管の切り回し・配管保温・分電盤の  
 ブレーカー取替 (1.1KW) )

## 4 一般事項

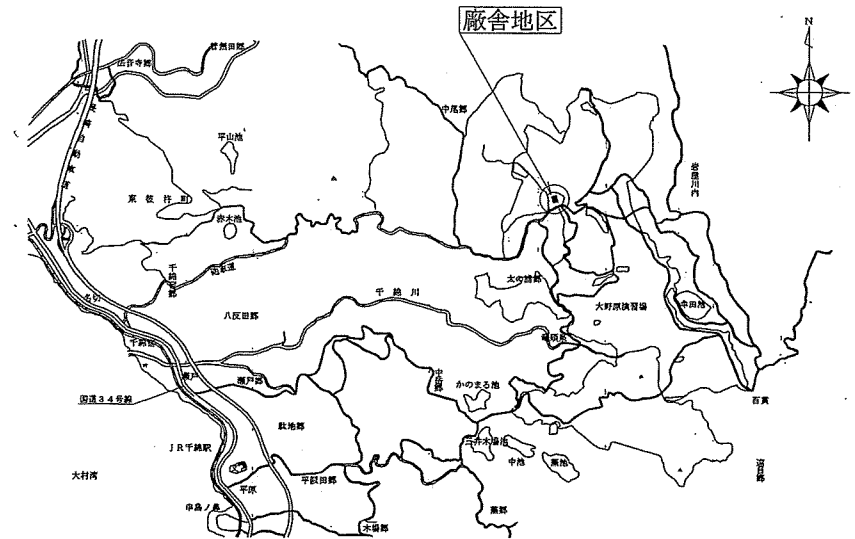
- (1) 本仕様書は、陸上自衛隊大野原演習場で実施される「大野原演習場給水ポンプ等取替」に摘要する。
- (2) 本作業は、本仕様書・図面によるほか、用語の定義については、以下によるものとする。  
 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『公共建築工事標準仕様書（機械設備工事）』  
 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事）』
- (3) 本作業の施工にあたり、仕様書と図面あるいは現地において、疑義、相違及び不明な点が生じた場合は、係官と協議し、その指示に従うものとする。
- (4) 請負者は作業にあたり、諸法規を遵守するとともに、その運営及び適用は請負者の負担と責任において実施する。
- (5) 本作業において自衛隊側の電気・水道水を使用した場合、請負業者はその使用料を負担するものとする。
- (6) 写真は、作業状況等を示す写真を撮影し、工事アルバムに整理して係官に1部提出するものとする。
- (7) 作業場所及び指定された場所以外の立ち入りは禁止するものとする。
- (8) 本作業に際し、演習場内の施設等に損傷を与えた場合は、請負業者側の責任において速やかに原形に復旧させるものとする。
- (9) 請負者または現場代理人は、契約後速やかに作業実施日を係官と調整し、工程表等を作成して係官に提出する。
- (10) その他疑義が生じた場合は、係官と調整の上実施するものとする。

## 5 特記事項

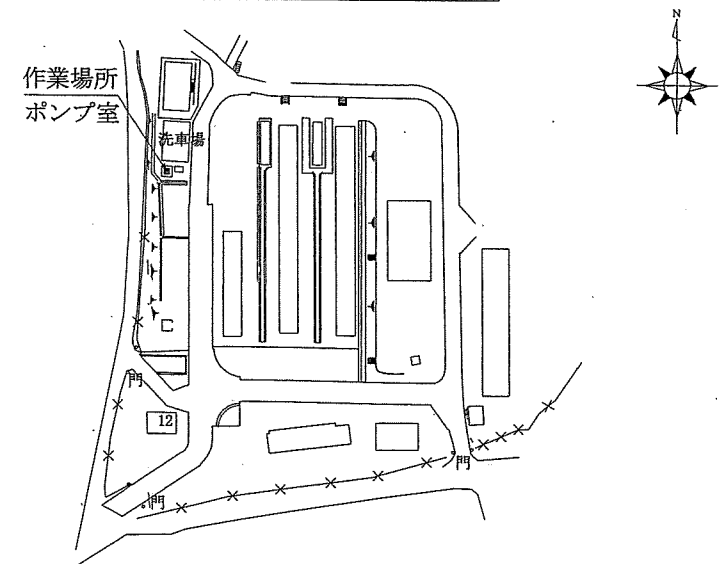
- (1) 取替機器は下記に示すもの又は同等品以上のものとする。

取替機器名	品番	数量	備 考
加圧給水 ポンプユニット	株式会社岩谷電機製作所 32NQCT6075S	1台	現設置機器
	株式会社桂川本製作所 KB2-326SE1.1 (制御盤・圧力センサー・ヒーター付)	1台	取替機器

- (2) 新規に機器を取替をする際、基礎の補修及び配管の切り回し等を請負業者側で実施するものとする。
- (3) 取替完了後、係官立会のもと動作状態の確認を実施するものとする。
- (4) 本作業により発生した金属発生材については、発生材調書を作成の上、係官の指示する場所に集積するものとする。



大野原演習場案内図 S=1:60,000



大野原演習場廠舎地区配置図 S=1:2,000

件 名	大野原演習場給水ポンプ等取替				
図面名称	仕様書、案内図、配置図				
縮 尺	—	作成年月日	6.5.8	図面番号	2 / 2
大村駐屯地業務隊 管理科営繕班					